

---

## 第3章

# 計画推進のための施策の方向

---



## 【基本目標Ⅰ 「<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男」の平等に向けた意識づくり】

男女共同参画社会の推進・実現のためには、男女平等に向けた意識改革が重要です。家庭や学校、職場、地域社会等における男女平等に向けた意識の啓発と情報の提供、学習の場の提供に努め、地域生活や家庭生活における男性の参画を推進します。

また、あらゆる場において人権と個性を尊重する意識の啓発と各種情報の提供を推進します。

### ■ 重点項目 1

#### 「女と男」が支えあう社会づくりのための啓発・広報活動の推進

男女の性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するため、意識の啓発と広報活動を推進します。また、刊行物における性差別につながらない表現を促進します。

#### <施策の方向>

##### 1 男女の固定的性別役割分担意識の解消 ※

家庭や職場、地域社会に残る「男だから」「女だから」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を推進します。また、関係機関や女性団体等と連携した取り組みを促進します。

##### 2 性差別につながらない表現の促進 ※

市や各種団体が発行する各種刊行物やチラシなどの印刷物について、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や性的側面を強調した表現をしないよう、情報提供に努めます。

※は女性活躍推進法関連項目（以下、同じ）

## ■重点項目2 学びの場での「女と男」の平等への意識づくり

性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を認め、「自分らしい」生き方ができるよう、あらゆる学習の場で男女平等の意識づくりを推進します。

人は家庭や学校、職場等で多くのことを学び、知識を得ながら成長していきます。男女共同参画社会の実現には、子どものときからの学習や体験が重要です。このため、児童生徒の発達段階に応じ、男女平等の重要性について学習できる教育等を促進します。

### <施策の方向>

#### 1 学校等における男女共同参画に関する教育の推進 ※

学校生活は、学習や遊びを通じて多くのことを学ぶ場になります。児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重や男女の平等、女と男が相互に協力し合いそれぞれの役割を果たしていくことの重要性について学習できる教育等を促進します。また、教職員等に対し、男女共同参画に関する研修への参加促進や情報の提供に努めます。

#### 2 男女共同参画に関する学習の推進 ※

女性や男性が直面する様々な問題に関心と理解を深め、その解決に向けて積極的に取り組んでいくため、学びたいときにいつでも学ぶことができる生涯学習機会の提供に努めます。



### ■重点項目3 「女と男」が持つ個性の尊重

女と男がお互いに、人権や一人の人間として個性や生命を尊重することが重要です。特に、女性に対する暴力行為（性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント）は重大な人権侵害となるため、その防止対策や相談体制の充実に努めます。

また、男性の固定的性別役割分担意識の解消や、男女共同参画社会が実現することにより、家庭生活や地域生活においても暮らしやすい社会につながるという意識啓発に努めます。

#### <施策の方向>

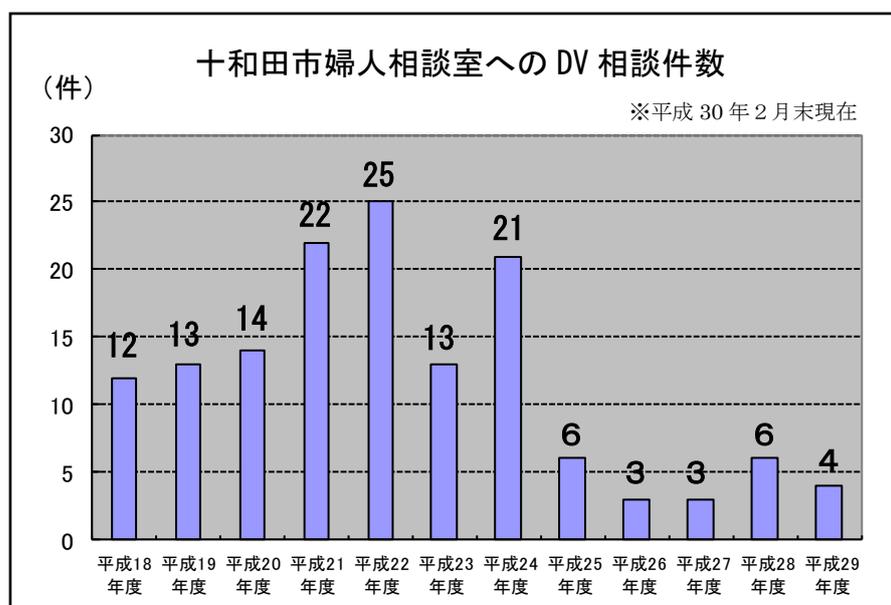
##### 1 個性と性を尊重する意識の啓発 ※

個性の大切さ、性に関する正しい知識を身に付け、理解を深めるため、情報提供や相談体制、啓発活動等を充実させ、個性と性を尊重する意識づくりを促進します。

##### 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力について、社会における認識、根絶のための意識の向上を図るとともに、配偶者からの暴力や性犯罪等、女性への暴力を許さない社会環境づくりに向け、女性の人権を尊重する啓発活動を推進します。

また、被害にあった女性の擁護と自立を支援するため、関係機関と連携を図り、防止するための啓発活動の推進、相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。



資料：十和田市婦人相談室より

### 3 男性にとっての男女共同参画の推進 ※

少子高齢、核家族化が進む現代において、今まで女性が担ってきた家庭生活や地域生活でのかかわりを、男性も行わなければならない場合が増えてきました。このため、男性への男女共同参画に対する理解を深め、家庭生活や地域生活における男性の参画を支援するため意識啓発、講座等を開催します。



## 【基本目標Ⅱ 「<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男」がともに参画するまちづくり】

社会のあらゆる分野で共同参画を進めていくためには、女性が積極的に政策・方針決定の場に参画していくことが重要です。そのためには、女性の人材育成とエンパワーメント（注）を支援し、組織・団体等における意思決定の場への参画を促進します。

また、地域活動や社会活動における組織の運営や活動の進め方等への女性の参画を推進するとともに、国際的な視野を得るため、在住外国人との交流や国際的な規範、基準の情報提供に努め、地域全体で互いに協力しあうまちづくりを推進します。

（注）エンパワーメント…自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等あらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

### ■重点項目 1 政策・方針決定過程への共同参画

各種審議会等委員や職場での管理職等政策・方針決定過程へ女性が参画することは、男女共同参画社会の実現へ向けた基盤を成すものです。

近年は、男女の雇用に関する法律・制度の整備が進んだことや、男女共同参画の理念が理解されてきたことにより、各種審議会等委員への女性の登用割合が向上しつつあります。しかし、依然として管理職等の組織・団体等における意思決定の場への女性の登用は少ない状況にあります。

あらゆる分野で女性の意見を反映させるためには、女性の参画を積極的に促し、政策・方針決定の場へ導く取り組みが必要です。

#### <施策の方向>

##### 1 各種審議会等委員への女性の参画推進

多くの意見を市政に反映させるため、各種審議会等委員への女性の参画を積極的に推進します。また、委員の選出については、委員が重複しないように見直し、女性委員の占める割合が《40%》に達するよう努めます。

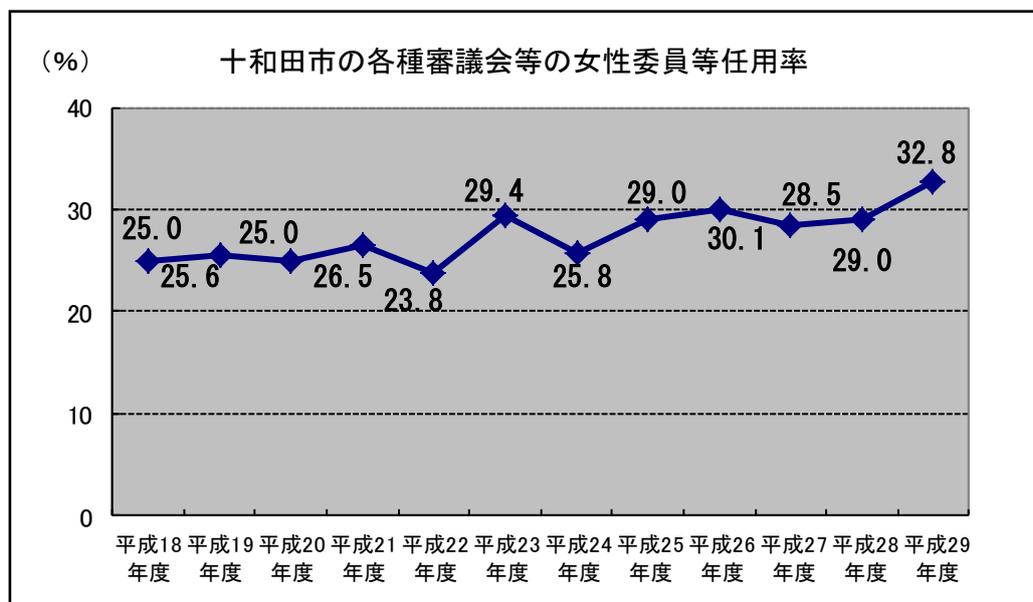
##### 2 管理職への女性登用の推進

均等な研修機会の充実や女性の専門的な研修を促進し、様々な分野で活躍する女性職員の人材育成を図り、管理職への登用を推進します。

また、企業・各種団体においても女性を管理職へ積極的に登用するよう啓発に努めます。

### 3 組織・団体における意思決定の場への女性の参画促進

男女互いの多様な意見を生かしながら、ともに責任を担い、目的に添った活動を推進していくために、組織や団体における意思決定の場への女性の参画を促進します。



#### ■重点項目2 活力あるまちづくりへの共同参画

地域は人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域に根差した生活を豊かなものにするためには、人々が主体的に行う地域活動や社会活動が求められています。そして、それらの活動は昨今の社会情勢の変化に伴い、男女がともに担わなくてはならなくなっています。

地域における政策・方針決定過程や防災・環境分野等における組織の運営や活動の進め方について女性の参画を推進し、その活動の中で女性が積極的に参画するための発言力、自己決定能力、方針決定能力等を身に付ける機会の提供に努めます。

また、あらゆる分野で急速に国際化が進む中、男女共同参画においてもこれまで以上に国際的な視野に立った取り組みが必要になってきており、在住外国人との交流を図るとともに、男女共同参画に関連する国際的な規範や基準等の情報提供に努めます。

## <施策の方向>

### 1 地域、防災・環境分野等における男女共同参画の推進

地域社会の様々な活動を男女がともに担い、多様な年齢層の参画を促進します。

被災時や復興段階における女性にかかわる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進します。

環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を生かしながら、環境保全活動を行っている団体とのネットワーク構築、連携を推進します。



消防団員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

全体	男性	女性
727 人	709 人	18 人

### 2 女性の人材育成とエンパワーメント支援 ※

女性が自らの個性と能力を発揮し、あらゆる活動に参画するための講座やセミナー等様々な知識を身に付ける機会を提供し、人材育成やエンパワーメントを支援します。



### 3 国際的視野に立つ男女共同参画の推進

国際交流や国際協力事業を通じて、在住外国人との交流を図り、他国の女性問題や男女共同参画の推進に理解を深めるとともに、男女共同参画に関連する各種条約や女性の地位向上のための国際的な規範や基準等の情報提供に努めます。

## 【基本目標Ⅲ 安心して働ける労働環境づくり】

近年、女性の職場進出が進んでいますが、依然として待遇面では格差が存在しており、実質的な男女平等の実現に向けて、関係法令・制度の周知に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス（注）へ取り組む環境づくりを推進します。

また、自営等従事者に対して、適正な評価と対等な立場で経営と家庭生活の両面で相互に協力し、能力が発揮できる環境づくりを推進します。

（注）ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

### ■重点項目1 就業機会の拡大と労働環境の整備

男女雇用機会均等法の制定等により、近年、女性の職場進出が進んでいます。しかし、依然として賃金や募集・採用、昇進の面では、男女の事実上の格差が存在しており、実質的な雇用の場での男女平等の実現に向けて、男女雇用機会均等法等関係法令・制度の周知に努めます。

また、女性労働者の就業機会の拡大を図り、その能力を十分発揮できるようにするため、個人の職業意識の向上と能力開発等への支援に努めるとともに、出産や育児、介護等で離職した女性の再就職に対する情報提供や相談体制の充実に努めます。

#### <施策の方向>

##### 1 男女の均等な就業機会の拡大と情報提供の推進 ※

採用等の状況把握に努め、年齢制限の撤廃等男女均等な選考ルールを促進するため、法令・制度の周知に努めます。

##### 2 女性の職業意識の向上と能力開発の促進 ※

働き手は男性、女性が働く目的は家計の補助という、固定的性別役割分担意識の解消を図り、女性労働者の適切な職業選択を促すための意識啓発、能力開発、情報提供を促進します。

##### 3 再雇用等労働に関する相談体制の充実 ※

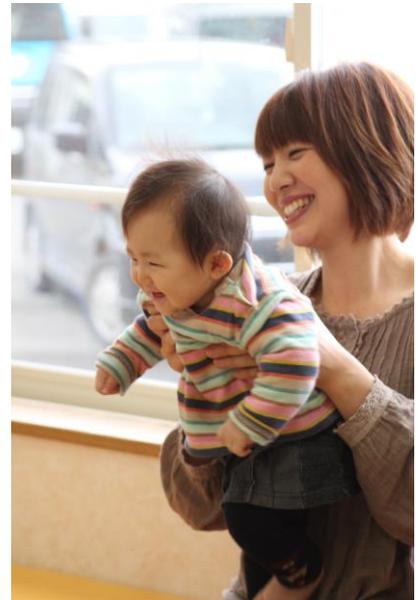
出産や育児、介護等により離職した女性の再就職のために、個人の適性に応じた技術や能力開発の支援を行うとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。

## ■重点項目2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくり

ワーク・ライフ・バランスは、男性は仕事、女性は家事・育児という役割分担を見直し、男性も家事・育児を、女性も仕事を生きがいとするという選択肢があるなど、男女が平等で柔軟な社会を実現するための重要な取り組みです。

男性も積極的に家事・育児にかかわるためには、仕事中心の意識から仕事と家庭のバランスがとれたライフスタイルへの転換を図り、固定的性別役割分担意識にとらわれず互いに協力しあう関係を築くことが必要です。

そのためには、男性に対する家庭生活への参画を促す啓発を行うとともに、保育サービス、介護サービス等の充実や子育てに対する支援、情報提供を推進します。



### <施策の方向>

#### 1 保育サービスや介護サービス等の充実 ※

保育サービス、介護サービス等の多様なニーズに応じた利用ができるよう、サービスの質を向上させ、誰もが安全安心に利用できるよう努めます。



#### 2 家事・育児・介護等をともに担う環境づくり ※

仕事や家庭、地域生活の両立支援のため、働き方を見直し、家事・育児等への男女の参画、家庭教育を推進します。

また、育児・介護休業等を取得しやすい環境をつくるため、関係法令・制度の周知に努めます。

#### 3 子育て支援体制の充実 ※

子育ての孤立化や不安の解消を図るため、子育てにかかわるボランティアの育成や子育て支援サービスの充実と情報提供に努めます。

### ■重点項目3 自営等従事者の環境整備

農林畜産業や自営の商工業に従事する女性は、生産や経営において重要な労働力にもかかわらず、労働に家事等が加わり加重労働になっていますが、女性の果たしている役割が十分に認識、評価されていない状況にあります。これらの職種に携わる女性の役割に対する適正な評価と働きに応じた報酬の確保、家族従事者が共同経営者として対等な立場で経営と家庭生活の両面で相互に協力し、能力が発揮できる環境づくりを促進します。

#### <施策の方向>

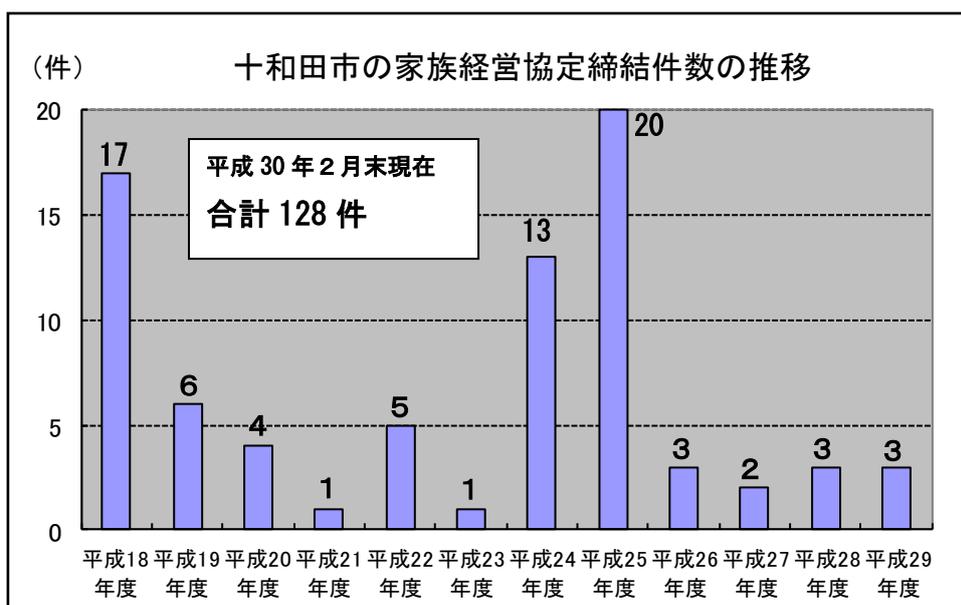
##### 1 自営業を担う女性就労者の環境づくり ※

技術・経営管理能力の向上を図るため、各種研修等の情報提供を行うとともに、男性の家事・育児等への参画を促し、女性の負担を減らす環境づくりを促進します。



##### 2 家族経営協定等の推進 ※

労働に対する適正な報酬等、女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効利用を推進します。



資料：十和田市農業委員会より

## 【基本目標Ⅳ 健康で充実した生活づくり】

心豊かに生き生きとした生活を送るためには、健康が基盤となります。そのため、性の尊重と生涯を通じての健康づくりを進め、家庭の責任をともに担える環境づくりや誰もが安心した生活を送れるよう支援に努めます。

### ■重点項目1 「女と男」がともに<sup>ひと</sup>つくる家庭生活

現在、女性の社会参画の増加に伴い、「男は仕事、女は家庭」から「男は仕事、女は仕事も家庭も」と変化し、女性への負担が増えています。家庭生活における固定観念を払拭し、男性も積極的に家事・育児・介護などの家庭生活に参画することで男女がともに家庭の責任を担うための意識啓発や支援が求められます。

#### <施策の方向>

##### 1 家庭生活における男女共同参画の推進 ※

家庭は、男女共同参画社会を確立する上で基礎となる重要な役割を果たすものです。家事・育児・介護等、男女相互の理解と協力によって家庭生活が営まれるよう、性別で区別するような固定的性別役割分担意識を解消するために学習機会や情報提供を行い、家庭における男女共同参画を推進します。

##### 2 男性の家庭参加と生活自立への支援 ※

男性の生活自立能力を身に付け、実生活に生かせる学習機会を提供し、男性の家庭参加と地域活動等への参加を促進します。



## ■重点項目2 生涯を通じた「女と男」の健康支援

女性と男性が、互いの身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境を整えることが必要です。特に、女性は妊娠・出産する可能性を持つため、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。正しい性の知識の普及と健康づくりの支援が必要です。

また、現代の社会においては、ストレスなどによる心の問題が増加しています。心身ともに健康であるために、心の健康問題への支援に努めます。

### <施策の方向>

#### 1 母子保健の充実

妊娠・出産期における女性の健康を守り、子どもの発育や健康増進を図るため母子保健に関する学習機会の提供や保健指導の充実に努めます。

#### 2 生涯を通じての健康づくり

女性と男性がお互いの生命を尊重し、生涯にわたる健康に対する意識を高めるため、健康教育を推進します。健康保持のために、健康診査や健康相談体制の充実に努めるとともに、スポーツ教室等を開設し、健康・体力づくりを支援します。また、メンタルヘルス対策の充実に努めます。



### ■重点項目3 自立と安定した生活への支援

高齢化が進んでいる今、高齢者が社会の構成員として尊重され、自立して生活できる社会システムの確立が求められています。豊かな高齢期を過ごすため、社会参画や生涯学習等の機会を充実させ、生きがいの創出が必要です。また、高齢者や障害者等にかかわらず、意欲や能力に応じた社会参画への支援が求められます。

また、離婚率の増加等に伴い、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加しています。このような生活上の困難に直面する家庭が自立して生活できるよう、個々の状況に応じた支援が求められます。

#### <施策の方向>

##### 1 高齢者や障害者等の自立支援体制の充実

学習機会や交流の場等を提供し、高齢者や障害者等の自立支援を図ります。生きがいを持って働くことができる就業機会の拡充、年齢や能力にかかわらず、意欲や能力に応じて社会参画ができるような支援に努めます。



##### 2 ひとり親家庭等生活上の困難に直面する家庭への支援

ひとり親家庭等は子どもの養育、経済面等様々な問題を抱えています。誰もが安心して暮らすことができるよう、様々な家庭の状況に応じた相談体制の充実等適切な支援に努めます。